

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（案）

目次

○	金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）	1
○	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	2
○	資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）	9
○	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）	53
○	特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十二号）	63
○	投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）	65
○	特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）	66
○	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）	72
○	投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）	76

○ 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

改 正 案	現 行
（指定職員の主張変更） 第二十三条の二 法第百八十一条第四項に規定する内閣府令で定める範囲は、事件の同一性を失わせることとならない範囲とする。 2 法第百八十一条第四項の規定による主張は、同項に規定する変更（以下この条において単に「変更」という。）により著しく審判手続を遅滞させることとなるときは、することができない。 3 審判官は、変更により被審人の防御に実質的な不利益を生ずることとならないよう配慮しなければならない。 4 審判官は、変更を許さないときは、審判期日において、その旨及びその理由を明らかにしなければならない。	（新設）

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
（保険会社と密接な関係を有する者） 第五十一条の三 法第九十八条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める保険会社と密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。 一 当該保険会社の子法人等（当該保険会社の子会社を除く。） 二 当該保険会社の保険主要株主（保険会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者（法第二条の二第一項の規定により保険会社の議決権の保有者とみなされる者を含む。）に限る。） 三 当該保険会社を子法人等とする親法人等（令第十三条の五の二第三項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）である保険会社及び外国保険会社等（前号に掲げる者を除く。） 四 当該保険会社を子会社とする保険持株会社（外国の法令に準拠して設立された持株会社を含む。）の子法人等（当該保険会社、当該保険会社の子会社並びに第一号及び第二号に掲げる者を除く。） 五 当該保険会社を子法人等とする親法人等の子法人等である保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者（当該保険会社、当該保険会社の子会社及び前各号に掲げる者を除く。）	（新設）

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三条の四 (略)

2・3 (略)

(削る)

(外国保険会社等と密接な関係を有する者)

第四百四十一条の三 法第九十九条において準用する法第九十八条第

二項ただし書に規定する内閣府令で定める密接な関係を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該外国保険会社等の子法人等(当該外国保険会社等の子会社を除く。)
- 二 当該外国保険会社等を子法人等とする親法人等
- 三 前号に掲げる者の子法人等(当該外国保険会社等、当該外国保険会社等の子会社及び前二号に掲げる者を除く。)

(業務、経理に関する規定の準用)

第六百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について

(特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止)

第五十三条の四 (略)

2・3 (略)

4 第二項に規定する「親法人等」とは、令第十三条の五の二第三項に規定する親法人等をいう。

(新設)

(業務、経理に関する規定の準用)

第六百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項及び第四項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘

、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法
第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備
金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保
険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保
険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなけれ
ばならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等
の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険
会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本にお
ける代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場
合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条、第四十八
条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第百三十九条、第百四十
条及び第百四十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八
条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第百三
十九条、第百四十条及び第百四十条の三並びに第百六十条において準
用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「
日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四条第一号イ
及び第三号」とあるのは「第百五十三条第一号イ及び第三号」と、
同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるもの
を除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあるのは「保
険契約」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号」とあるの
は「法第百八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二中「業務」
とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本に
おける顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは

定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積
み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価
格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本
における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規
定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み
立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国
保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定
は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等
の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用す
る。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八
条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第百三十九
条、第百四十条及び第百四十条の三」と、第五十条中「第四十七
条、第四十八条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは
「第百三十九条、第百四十条及び第百四十条の三並びに第百六十
条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」と
あるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「第七十四
条第一号イ及び第三号」とあるのは「第百五十三条第一号イ及び第
三号」と、同項第一号中「保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に
掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。）」とあ
るのは「保険契約」と、同項第七号の二中「法第四条第二項第三号
」とあるのは「法第百八十七条第三項第三号」と、第五十三条の二
中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるの
は「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」

「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三條の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の六中「特定関係者（第五十三條の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三條の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の七第一項中「法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三條の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三條の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の十

とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第百八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三條の三中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の四中「特定関係者」とあるのは「特殊関係者（法第百九十四条第一項に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の六中「特定関係者（第五十三條の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特殊関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三條の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の七第一項中「法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七條、第九十八條又は第九十九條」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三條の八中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三條の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三條の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五

一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十九条の七中「法第一百一十一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用する法第一百一十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又

十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十九条の七中「法第一百一十一条第六項」とあるのは「法第九十九条において読み替えて準用する法第一百一十一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第一百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第一百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号

は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（業務運営に関する措置に関する規定の準用等）

第二百十一条の三十三 第五十三条第二項から第四項までの規定は少額短期保険募集人について、第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十四条（第一号を除く。）、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「前項第五号から第七号まで」とあるのは「第二百十一条の三十第一号から第三号まで」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十三条の六に

中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

（業務運営に関する措置に関する規定の準用等）

第二百十一条の三十三 第五十三条第二項から第四項までの規定は少額短期保険募集人について、第五十三条の三から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項及び第四項を除く。）、第五十三条の六、第五十三条の七、第五十三条の八、第五十三条の十、第五十三条の十一、第五十四条（第一号を除く。）、第五十四条の二及び第五十四条の三の規定は少額短期保険業者について準用する。この場合において、第五十三条第二項中「前項第五号から第七号まで」とあるのは「第二百十一条の三十第一号から第三号まで」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる者及び当該少額短期保険業者が他の法人等の関連法人等である場合における当該他の法人等をいう。第二百十一条の三十三において準用する第五十

において同じ。）」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。

三条の六において同じ。）」と、第五十三条の六中「特定関係者（第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。）」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第二百七十二条の十一」と、第五十四条中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、同条第三号中「特定関係者」とあるのは「特定関係者（令第三十八条の十各号に掲げる者をいう。以下この条及び第二百十一条の三十三において準用する第五十四条の二において同じ。）」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「前二号」と、第五十四条の二中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三」と、第五十四条の三中「法第百条の三」とあるのは「法第二百七十二条の十三において準用する法第百条の三」と、「金融庁長官」とあるのは「金融庁長官等」と、同条第二項中「第五十四条」とあるのは「第二百十一条の三十三において準用する第五十四条」と読み替えるものとする。

。資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 特定目的会社制度 第一節（略） 第二節 特定目的会社（第三十四条―第八十九条） 第三節 業務（第九十条―第九十八条） 第四節（略） 第三章・第四章（略） 附則 （定義） 第一条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社員」、「特定社債」、「特定短期社債」、「優先出資証券」、「特定社債券」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定借入れ」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定資本金の額」、「優先出資社員」、「信託会社等」、「特定出資信託」、「役員」、「募集特定社債」、「特定譲渡人」、	目次 第一章（略） 第二章 特定目的会社制度 第一節（略） 第二節 特定目的会社（第三十四条―第八十八条） 第三節 業務（第八十九条―第九十八条） 第四節（略） 第三章・第四章（略） 附則 （定義） 第一条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社員」、「特定社債」、「特定短期社債」、「優先出資証券」、「特定社債券」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定借入れ」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定資本金の額」、「優先出資社員」、「信託会社等」、「特定出資信託」、「役員」、「募集特定社債」、「特定譲渡人」、

「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二条、第十六条、第二十六条、第三十三条、第六十八条、第二百二十二条、第二百八条、第二百二十三条、第二百二十四条又は第二百二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社員、特定社債、特定短期社債、優先出資証券、特定社債券、特定約束手形、資産対応証券、特定借入れ、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定資本金の額、優先出資社員、信託会社等、特定出資信託、役員、募集特定社債、特定譲渡人、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。

（従たる特定資産）

第六条の二 法第四条第三項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、特定資産（不動産（不動産に関する所有権以外の権利を含む。以下この条において同じ。）又は不動産を信託する信託の受益権に限る。以下この条において「特定不動産等」という。）に付随して用いられる特定資産（不動産又は不動産を信託する信託の受益権を除く。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 当該特定不動産等に係る不動産と一体として使用されるものであること。

「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二条、第十六条、第二十六条、第三十三条、第六十八条、第二百二十二条、第二百八条、第二百二十三条、第二百二十四条又は第二百二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社員、特定社債、特定短期社債、優先出資証券、特定社債券、特定約束手形、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定資本金の額、優先出資社員、信託会社等、特定出資信託、役員、募集特定社債、特定譲渡人、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。

（新設）

二 当該特定不動産等について行う資産の流動化に係る業務の収益の確保に寄与するものであること。	(業務開始届出書等に添付すべき書類) 第七条 法第四条第三項第三号(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める契約は、資産流動化計画に記載され、又は記録された<u>全ての特定資産(従たる特定資産(同号に規定する従たる特定資産をいう。以下同じ。))を除く。以下この項、次条第一項各号並びに第九条第一項第九号及び第十号において同じ。)</u>に係る次に掲げる契約のいずれか又は<u>全て</u>とする。 一 三 (略) 2 (略)
二 法第二百条第二項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合は、当該委託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本(第十八条第七号口の場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案)	(業務開始届出書等に添付すべき書類) 第七条 法第四条第三項第三号(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める契約は、資産流動化計画に記載され、又は記録された<u>すべての特定資産に係る次に掲げる契約のいずれか又はすべて</u>とする。 一 三 (略) 2 (略)

第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。

一～十（略）

十一 資産流動化計画に従い信託の受益権（従たる特定資産に該当するものを除く。）を譲り受けようとする場合は、当該信託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本（当該契約書の副本又は謄本を提出できない場合は、当該信託に係る契約の契約書案）

2（略）

（資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項）

第十二条 法第五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産流動化計画の計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいう。）までの期間であつて、特定目的会社が定める期間をいう。第七十九条第一項第三号において「計画期間」という。）

二・三（略）

第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。

一～十（略）

十一 資産流動化計画に従い信託の受益権を譲り受けようとする場合は、当該信託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本（当該契約書の副本又は謄本を提出できない場合は、当該信託に係る契約の契約書案）

2（略）

（資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項）

第十二条 法第五条第一項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産流動化計画の計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行を完了する日をいう。）までの期間であつて、特定目的会社が定める期間をいう。第七十九条第一項第三号において「計画期間」という。）

二・三（略）

(優先出資に係る発行及び消却に関する事項)

第十三条 法第五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十 (略)

十一 第五号から第八号までに掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十二・十三 (略)

(特定社債等に係る発行及び償還に関する事項)

第十四条 法第五条第一項第二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十四 (略)

十五 法第五条第一項第二号ニ(2)から(6)までに掲げる事項並びに第四号から第十一号まで、第十三号ロからホまで及び前号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十六・十七 (略)

(特定短期社債に係る発行及び償還に関する事項)

第十五条 法第五条第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(優先出資に係る発行及び消却に関する事項)

第十三条 法第五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十 (略)

十一 第五号から第八号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十二・十三 (略)

(特定社債等に係る発行及び償還に関する事項)

第十四条 法第五条第一項第二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十四 (略)

十五 法第五条第一項第二号ニ(2)から(6)までに掲げる事項並びに第四号から第十一号まで、第十三号ロからホまで及び前号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十六・十七 (略)

(特定短期社債に係る発行及び償還に関する事項)

第十五条 法第五条第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九（略）

十 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十一・十二（略）

（特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項）

第十六条 法第五条第一項第二号へに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八（略）

九 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十・十一（略）

（特定借入れに係る借入れ及び弁済に関する事項）

第十七条 法第五条第一項第二号トに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定借入れを行うことを予定する場合は、その旨

二・三（略）

四 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

一〇九（略）

十 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十一・十二（略）

（特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項）

第十六条 法第五条第一項第二号へに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八（略）

九 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十・十一（略）

（特定目的借入れに係る借入れ及び弁済に関する事項）

第十七条 法第五条第一項第二号トに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定目的借入れを行うことを予定する場合は、その旨

二・三（略）

四 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五・六（略）

（特定資産に関する事項）

第十八条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 別表の特定資産（開発により特定資産を取得する場合は、当該取得予定資産。以下同じ。）の区分欄に掲げる特定資産（従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。）の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

二・三（略）

- 四 特定資産の取得価格（法第四十条第一項第七号に規定する特定資産の価格を知るために必要な事項の概要及び次に掲げる事項を含む。）

五・六（略）

（特定資産に関する事項）

第十八条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 別表の特定資産（開発により特定資産を取得する場合は、当該取得予定資産。以下同じ。）の区分欄に掲げる特定資産の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

二・三（略）

- 四 特定資産の取得価格（法第四十条第一項第七号に規定する特定資産の価格を知るために必要な事項の概要、同項第八号又は法第二百二十二条第一項第十八号に規定する特定資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）並びに当該調査を行った者（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。第一百七条及び第二百二十六条において同じ。）であるときは、法第四十条第一項第八号又は第二百二十二条第一項第十八号の規定により鑑定評価を行った者を含む。）の氏名又は名称及び当該調査に係る資格を含む。）

（新設）

イ 特定資産が法第四十条第一項第八号イ又は第二百二十二条第一項第十八号イに掲げる資産であるときは、法第四十条第一項第八号イ又は第二百二十二条第一項第十八号イに規定する当該資産に係る不動産の鑑定評価の結果（資産の種類ごとの内訳を含む）

。及び当該鑑定評価を行った者の氏名

ロ 特定資産が法第四十条第一項第八号ロ又は第二百二十二条第一項第十八号ロに掲げる資産であるときは、法第四十条第一項第八号ロ又は第二百二十二条第一項第十八号ロに規定する当該資産の価格につき調査した結果（資産の種類、ことの内訳を含む。）並びに当該調査を行った者の氏名又は名称及び当該調査に係る資格

五・六（略）

七 次に掲げる場合であつて第二号から第五号までに掲げる事項（同号に掲げる事項については、ロの場合に限る。以下この号において同じ。）の内容が確定していないとき、又は第三号から第五号までに掲げる事項の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

イ（略）

ロ 次に掲げる要件の全てを満たす場合

(1)・(2)（略）

(3) 特定借入れを行わないこと。

(4)（略）

八 次に掲げる要件の全てを満たす場合

(1)・(3)（略）

八 第二号から第五号まで及び前号に掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合、又は前号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出

（新設）

五・六（略）

七 次に掲げる場合であつて、第二号から第五号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、ロの場合に限る。）の内容が確定していないときは、その内容を確定するための要件及び手続

イ（略）

ロ 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

(1)・(2)（略）

(3) 特定目的借入れを行わないこと。

(4)（略）

八 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

(1)・(3)（略）

八 第二号から前号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合、又は前号ロの場合であつて、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に

する場合に限る。)の変更を禁止する場合は、その旨

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十九条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産(従たる特定資産を除く。以下この号から第三号までにおいて同じ。)の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))を含む。)

二 法第二百条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(同条第二項の規定により信託会社等以外の者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合におけるその受託者又は受託予定者を含む。以下この条において「受託者等」という。)の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項

三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定借入れに係る債権者及び法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者(特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社)の利害に關係する事項(特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。)

四 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部

限る。)の変更を禁止する場合は、その旨

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十九条 法第五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))を含む。)

二 法第二百条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(同条第三項の規定により信託会社等以外の者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合におけるその受託者又は受託予定者を含む。以下この条において「受託者等」という。)の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項

三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定目的借入れに係る債権者及び法第二百二十六条本文に規定する特定社債管理者(特定社債に物上担保を付す場合は、担保付社債信託法第一条に規定する信託会社)の利害に關係する事項(特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。)

(新設)

に充ててを予定する場合（特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充ててを予定する場合を除く。）は、その旨

五 第一号から第三号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

六 第一号から第四号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

七（略）

（特定借入れ以外の資金の借入れに関する事項）

第二十条 法第五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

（削る）

二 各借入れに関する次に掲げる事項

イハ（略）

二 借入金の使用

ホ（略）

三 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

四 第一号に掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及

四 前三号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五 第一号から第三号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六（略）

（特定目的借入れ以外の資金の借入れに関する事項）

第二十条 法第五条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 借入金の使用

三 各借入れに関する次に掲げる事項

イハ（略）

（新設）

二（略）

四 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五 第一号及び第二号に掲げる事項について変更があり得る場合は

び変更を行うための条件

五 (略)

(その他資産流動化計画記載事項)

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 資産流動化計画に記載され、又は記録される事項のうち、発行される資産対応証券又は実行される特定借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第九条第一項の規定による届出を含む。)は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨

五 特定短期社債若しくは特定約束手形を発行し又は特定借入れを行っている場合であつて、法第五十一条第一項の規定に基づき資産流動化計画の変更を行うときは、法第五十二条第一項の計画変更決議は、法第五十五条第四項(法第五十六条第三項及び第五十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する相当の財産の信託が完了した後に行う旨

六 法第五十一条第一項第一号に規定する第一種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行の完

、その旨及び変更を行うための条件

六 (略)

(その他資産流動化計画記載事項)

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 資産流動化計画に記載され、又は記録される事項のうち、発行される資産対応証券又は実行される特定目的借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第九条第一項の規定による届出を含む。)は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨

五 特定短期社債若しくは特定約束手形を発行し又は特定目的借入れを行っている場合であつて、法第五十一条第一項の規定に基づき資産流動化計画の変更を行うときは、法第五十二条第一項の計画変更決議は、法第五十五条第四項(法第五十六条第三項及び第五十七条第二項において準用する場合を含む。)に規定する相当の財産の信託が完了した後に行う旨

六 法第五十一条第一項第一号に規定する第一種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行

了時において残存する財産を処理する方法

七（略）

八 特定目的会社が資産対応証券の発行又は資金の借入れ（特定借入れを含む。）を行う前において債務を負担する場合は、各債務の内容、額、債権者に関する事項その他特定目的会社が負担する債務に関する事項

九・十（略）

十一 第六号及び第七号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十二（略）

（業務開始届出等に係る特例）

第二十二条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産の取得その他の内閣府令で定めるものは、特定資産の取得、資金の借入れ（特定借入れを含む。）及び特定資産を譲り受けるための競争入札への参加とする。

2・3（略）

（追加届出）

第二十三条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出

の完了時において残存する財産を処理する方法

七（略）

八 特定目的会社が資産対応証券の発行又は資金の借入れ（特定目的借入れを含む。）を行う前において債務を負担する場合は、各債務の内容、額、債権者に関する事項その他特定目的会社が負担する債務に関する事項

九・十（略）

十一 第六号及び第七号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十二（略）

（業務開始届出等に係る特例）

第二十二条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産の取得その他の内閣府令で定めるものは、特定資産の取得、資金の借入れ（特定目的借入れを含む。）及び特定資産を譲り受けるための競争入札への参加とする。

2・3（略）

（追加届出）

第二十三条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出

を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第八号により作成した届出書（以下この条において「追加届出書」という。）に、その副本一通及び次に掲げる資料一部（第四号イ及びロに掲げる書類については、二部）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 法第二百条第一項の規定により特定資産（従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。）の管理及び処分に係る業務を行わせるために信託を設定した場合は、当該信託に係る契約書の副本又は謄本

二 法第二百条第二項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託した場合は、当該委託に係る契約の契約書の副本又は謄本

三 五（略）

2（略）

（変更届出等の提出期間）

第二十六条（略）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項（第十八条第二号に掲げる事項に限る。）の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる資産流動

を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第八号により作成した届出書（以下この条において「追加届出書」という。）に、その副本一通及び次に掲げる資料一部（第四号イ及びロに掲げる書類については、二部）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 法第二百条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために信託を設定した場合は、当該信託に係る契約書の副本又は謄本

二 法第二百条第三項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託した場合は、当該委託に係る契約の契約書の副本又は謄本

三 五（略）

2（略）

（変更届出等の提出期間）

第二十六条（略）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合であつて、資産流動化計画に当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項（第十五条第四号、第六号、第七号及び第九号、第十六条第四号から第六号まで及び第八号並びに第十八条第二号から第五号までに掲げる事項に限る。）の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり

化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあった日から一箇月を経過する日までの期間とする。

一・二 (略)

三 特定借入れを行わないこと。

四 (略)

(届出を要しない資産流動化計画の変更)

第二十六条の二 法第九条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項の変更とする。

一 法第五条第一項第二号二(2)から(6)までに掲げる事項

二 第十三条第五号から第八号までに掲げる事項

三 第十四条第四号から第十一号まで、第十三号口からホまで及び

第十四号に掲げる事項

四 第十五条第四号から第九号までに掲げる事項

五 第十六条第四号から第八号までに掲げる事項

六 第十七条第三号に掲げる事項

七 第十八条第三号から第五号までに掲げる事項(同号に掲げる事項については、同条第七号口の場合に限る。)

八 第二十条第二号に掲げる事項

九 第二十一条第六号及び第七号に掲げる事項

、当該記載又は記録に従って資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる資産流動化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあった日から一箇月を経過する日までの期間とする。

一・二 (略)

三 特定目的借入れを行わないこと。

四 (略)

(新設)

(資産流動化計画の変更に係る届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 特定目的会社は、第十八条第一号に掲げる事項を変更した場合(資産流動化計画に特定資産(従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。))として記載され、又は記録された資産以外の資産が、当該変更により新たに特定資産として記載され、又は記録される場合に限る。))は、新たな特定資産(当該変更により資産流動化計画に新たに特定資産として記載され、又は記録される資産をいう。以下この項において同じ。))に係る第七条第一項各号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本並びに第八条第一項各号並びに第九条第一項第九号及び第十一号に掲げる書類を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。ただし、新たな特定資産を譲り受けるために競争入札に参加する場合(当該競争入札に係る実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面(当該競争入札を実施する者が作成し、複数の者に交付したものに限る。))又はその写しを第一項の資産流動化計画変更届出書に添付して提出する場合に限る。))にあつては、第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本及び第八条第一項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 第八条第二項及び第九条第二項の規定は、前項本文の場合に準用する。この場合において、第八条第二項中「業務開始届出又は新計画届出(法第十一条第一項の規定による届出をいう。以下同じ。))

(資産流動化計画の変更に係る届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

「とあり、及び第九条第二項中「業務開始届出又は新計画届出」とあるのは、「資産流動化計画変更届出書の提出」と読み替えるものとする。」

5 第三項ただし書の規定により第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本若しくは謄本又は第八条第一項各号に掲げる書類の添付を省略して第一項の資産流動化計画変更届出書の提出を行った特定目的会社が第七条第一項第一号若しくは第八条第一項第二号に規定する契約を締結し、又は同項第一号に規定する信託を設定したときは、速やかに、これらの契約又は信託に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。なお、当該資産流動化計画変更届出書に係る変更後に資産対応証券の発行を行う場合にあっては、当該変更後最初に資産対応証券の募集等を行う日までに、これらの契約を締結し、又は信託を設定しなければならない。

6 特定目的会社は、第十八条第五号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第一号又は第二号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

7 特定目的会社は、第十八条第六号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第三号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

（新設）

3 特定目的会社は、第十八条第五号に掲げる事項を変更した場合は、当該変更のために新たに締結した第七条第一項第一号又は第二号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

（新設）

8 (略)	9 特定目的会社は、第十九条第二号に掲げる事項を変更した場合（第三項本文に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。）は、当該変更のために新たに締結した第八条第一項第一号に規定する信託に係る契約書又は同項第二号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならぬ。	10 (略)	(資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類) 第三十条 法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める書類とする。 一 社員総会の決議により資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類 イ 二 (略) ホ 特定借入れを行つてゐる特定目的会社にあつては、法第百五十七條第二項において準用する法第百五十五條第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面 二 法第百五十一條第三項（同項第一号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面 イ・ロ (略)	4 (略)	(新設)	5 (略)	(資産流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類) 第三十条 法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める書類とする。 一 社員総会の決議により資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類 イ 二 (略) ホ 特定目的借入れを行つてゐる特定目的会社にあつては、法第百五十七條第二項において準用する法第百五十五條第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面 二 法第百五十一條第三項（同項第一号の場合に限る。）の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面 イ・ロ (略)
----------------	--	-----------------	---	----------------	-------------	----------------	---

八 当該変更の内容が第七十九条第一項第三号に該当する場合は、資産流動化計画に従つて、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了したことを証する書面

三・四（略）

（募集優先出資の申込みをしようとしている者に対して通知すべき事項）

第四十六条（略）

2・3（略）

4 法第四十条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合（特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。）は、その旨

四 定款に定められた事項（法第四十条第一項第一号から第十一号まで及び前三号に掲げる事項を除く。）であつて、当該特定目的会社に対して募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

八 当該変更の内容が第七十九条第一項第三号に該当する場合は、資産流動化計画に従つて、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行を完了したことを証する書面

三・四（略）

（募集優先出資の申込みをしようとしている者に対して通知すべき事項）

第四十六条（略）

2・3（略）

4 法第四十条第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

（新設）

三 定款に定められた事項（法第四十条第一項第一号から第十一号まで及び前二号に掲げる事項を除く。）であつて、当該特定目的会社に対して募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

(会計参与報告の内容)

第五十三条 法第八十六条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 (略)

二 計算関係書類(成立の日における貸借対照表並びに各事業年度に係る計算書類(法第二百二条第二項に規定する計算書類をいう。

次条第一項及び第百条第二項第一号において同じ。) 及びその附属明細書をいう。以下この条において同じ。) のうち、取締役と会計参与が共同して作成したものの種類

三十八 (略)

(募集事項)

第六十三条 法第二百二条第一項第二十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一五 (略)

六 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合(特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定する場合を除く。) は、その旨

(会計参与報告の内容)

第五十三条 法第八十六条第一項の規定により作成すべき会計参与報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 (略)

二 計算関係書類(成立の日における貸借対照表並びに各事業年度に係る計算書類(法第二百二条第二項に規定する計算書類をいう。

次条第一項及び第百条第二項において同じ。) 及びその附属明細書をいう。以下この条において同じ。) のうち、取締役と会計参与が共同して作成したものの種類

三十八 (略)

(募集事項)

第六十三条 法第二百二条第一項第二十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一五 (略)

(新設)

(特定短期社債の発行の要件)

第七十七条 法第四百八十八条第一号八に規定する内閣府令で定める要件は、資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産(従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。)|の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由)が具体的に定められていることとする。

(資産流動化計画の変更禁止事項)

第七十八条 (略)

2 法第五百十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五条第一項第二号二(1)に掲げる事項、第十三条第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項、第十四条第一号から第三号、第十二号及び第十三号イに掲げる事項、第十五条第一号から第三号までに掲げる事項、第十六条第一号から第三号までに掲げる事項、第十七条第一号及び第二号に掲げる事項、第十九条第一号から第四号までに掲げる事項並びに第二十条第一号に掲げる事項とする。

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第七十九条 法第五百十一条第三項第一号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(特定短期社債の発行の要件)

第七十七条 法第四百八十八条第一号八に規定する内閣府令で定める要件は、資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由)が具体的に定められていることとする。

(資産流動化計画の変更禁止事項)

第七十八条 (略)

2 法第五百十一条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五条第一項第二号二(1)に掲げる事項、第十三条第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項、第十四条第一号から第三号、第十二号及び第十三号イに掲げる事項、第十五条第一号から第三号までに掲げる事項、第十六条第一号から第三号までに掲げる事項、第十七条第一号及び第二号に掲げる事項、第十九条第一号から第三号までに掲げる事項並びに第二十条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第七十九条 法第五百十一条第三項第一号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

- 三 資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了した場合における計画期間の短縮
- 2 法第五十一条第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 資産流動化計画の変更を行う特定目的会社（特定借入れを行っていない特定目的会社に限る。）により資産対応証券の募集等が開始されていない時点における変更であつて、全ての特定社員の同意がある場合
 - 二 資産流動化計画に、当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合における当該内容を確定し、又は改定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定し、又は改定したことによる場合

（削る）

第八十九条 削除

- 三 資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行を完了した場合における計画期間の短縮
- 2 法第五十一条第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 資産流動化計画の変更を行う特定目的会社（特定目的借入れを行っていない特定目的会社に限る。）により資産対応証券の募集等が開始されていない時点における変更であつて、すべての特定社員の同意がある場合
 - 二 資産流動化計画に、当該資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従つて資産流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる場合

第三節 業務

（特定資産の譲受けの契約の要件等）

第八十九条 法第九十九条に規定する内閣府令において規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書（当該有価証券届出書に係る同法第五条第四項に規定する参照書類を含む）

第三節 業務

(業務の委託)

第九十条 法第二百条第二項第四号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 十七 (略)

(約束手形の発行の要件)

第九十一条 法第二百五条第一号八に規定する内閣府令で定める要件は、資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産(従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。)の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、

む。)

二 金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書

三 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第

五項において準用する同条第一項に規定する有価証券報告書及びその添付書類

四 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の

五第三項において準用する同条第一項に規定する半期報告書

五 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の

五第四項に規定する臨時報告書

六 前三号に掲げる書類の訂正に係る書類

(新設)

(業務の委託)

第九十条 法第二百条第三項第四号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 十七 (略)

(約束手形の発行の要件)

第九十一条 法第二百五条第一号八に規定する内閣府令で定める要件は、資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生

その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められていることとする。

（特定借入れの借入先）

第九十三条 法第二百十條第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 （略）
- 二 適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。）であつて、前号に掲げる者以外のものの

（資金の借入れを行うことができる場合）

第九十四条 法第二百十一條第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

- 一 資産流動化計画に第二十条各号に掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入金の使途が次に掲げるもののいずれかであること。

イ （略）

- ロ 予測困難な事由によつて資産対応証券の発行又は特定借入れの実行による資金調達が困難又は非効率と判断される場合の一時的な資金不足に対応すること。

- ハ 特定資産の取得に係る調査その他の特定資産を取得するための準備として必要な行為をすること。

に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められていることとする。

（特定目的借入れの借入先）

第九十三条 法第二百十條第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 （略）
- 二 適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。次条において同じ。）であつて、前号に掲げる者以外のもの

（資金の借入れの制限）

第九十四条 法第二百十一條に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

- 一 資産流動化計画に第二十条各号に掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入金の使途が次に掲げるもののいずれかであること。

イ （略）

- ロ 予測困難な事由によつて資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行による資金調達が困難又は非効率と判断される場合の一時的な資金不足に対応すること。

- ハ 特定資産の取得に係る調査その他の特定資産を取得するための準備として必要な行為をすること（その支出に充てられる資

二 特定資産を取得すること（当該取得に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行若しくは特定借入れの実行又は当該取得に係る資金の還付により得られる資金をもつてなされることがとされている場合に限る。）。

ホ 法第五十三條第三項若しくは法第五十四條第五項の規定又は法第五十五條第四項（法第五十六條第三項及び第五十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により、資産対応証券又は特定借入れに係る買取り、弁済又は相当の財産の信託を行うこと（当該支出に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、取得する優先出資の処分、資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行、特定借入れの実行若しくは特定資産の処分又は優先資本の額の減少により得られる資金をもつてなされることが確定している場合に限る。）。

（削る）

二 借入れを行う特定目的会社が業務開始届出を行っていること。

金の借入れの時点で、当該借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れの実行又は当該支出に係る資金の還付により得られる資金をもつてなされることがとされている場合に限る。）。

二 特定資産を取得すること（当該取得に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れの実行又は当該取得に係る資金の還付により得られる資金をもつてなされることがとされている場合に限る。）。

ホ 法第五十三條第三項若しくは法第五十四條第五項の規定又は法第五十五條第四項（法第五十六條第三項及び第五十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により、資産対応証券又は特定目的借入れに係る買取り、弁済又は相当の財産の信託を行うこと（当該支出に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、取得する優先出資の処分、資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行、特定目的借入れの実行若しくは特定資産の処分又は優先資本の額の減少により得られる資金をもつてなされることが確定している場合に限る。）。

二 借入先が適格機関投資家であること。

三 借入れを行う特定目的会社が業務開始届出を行っていること。

ただし、借入金の使途が前号八に掲げるもの又は特定資産の取得のための手付金（手付金その他の名義をもって交付し、代金に充当される金銭であつて、特定資産の取得のための契約の予約締結後特定目的会社による予約完結権行使前に支払われるものをいう。）、入札保証金（競争入札に参加する者が支払う保証金をいう。）、若しくは契約保証金（競争入札の落札者が支払う保証金をいう。）、の支払（同号八に掲げるものに該当するものを除く。）である場合は、この限りでない。

（資産の取得の制限の例外）

第九十五条 法第二百十二条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、各当事者が、出資を行い、その出資による共同の事業として、そのうちの一人又は数人の者にその業務の執行を委任して資産（不動産（不動産に関する所有権以外の権利を含む。以下この項において同じ。）又は不動産を信託する信託（信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産以外の財産を追加して取得することにより信託財産の変更を行うことが予定されているものを除く。）の受益権に限る。以下この項において同じ。）の取得並びに管理及び処分に係る業務（以下この条において「対象資産業務」という。）を営み、当該対象資産業務から生ずる収益の分配を行うことを約する契約（以下この項において「対象組合契約」という。）であつて、当該対象組合契約に係る対象資産業務の目的となる資産（以下この項において「対象資産」という。）を追加して取得し

ただし、借入金の使途が第一号八に掲げるもの又は特定資産の取得のための手付金（手付金その他の名義をもって交付し、代金に充当される金銭であつて、特定資産の取得のための契約の予約締結後特定目的会社による予約完結権行使前に支払われるものをいう。）、入札保証金（競争入札に参加する者が支払う保証金をいう。）、若しくは契約保証金（競争入札の落札者が支払う保証金をいう。）、の支払（同号八に掲げるものに該当するものを除く。）である場合は、この限りでない。

（資産の取得の制限の例外）

第九十五条 法第二百十二条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第一号に規定するものに限る。）であつて、当該不動産特定共同事業契約に係る同法第二条第二項に規定する不動産取引の目的となる不動産（以下この条において「対象不動産」という。）を追加して取得し、又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産に追加することにより対象不動産の変更を行うことを予定する契約（以下この条において「対象不動産変更新契約」という。）以外のものであり、かつ、当該不動産特定共同事業契約に係る業務の執行を特定目的会社以外の者に委任するものの出資の持分とする。

、又は自己の財産若しくは他の対象組合契約に係る財産を対象資産に追加することにより対象資産の変更を行うことを予定する契約（以下この条において「対象資産変更型契約」という。）以外のものであり、かつ、当該対象組合契約に係る業務の執行を特定目的会社以外の者に委任するものの出資の持分とする。

2 法第二百十二条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、当事者の一方が相手方の行う対象資産業務のため出資を行い、相手方がその出資された財産により対象資産業務を営み、当該対象資産業務から生ずる利益の分配を行うことを約する契約（以下この項において「対象匿名組合契約」という。）であつて、当該対象匿名組合契約が対象資産変更型契約以外のものであり、かつ、特定目的会社が当該対象匿名組合契約に係る営業者ではないものの出資の持分とする。

3 （略）

（業務に関する帳簿及び資料の作成）

第九十九条 特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した書面を、法第二百十五条に規定するその業務に関する帳簿及び資料として、資産流動化計画ごとに作成しなければならない。

一 特定社員、優先出資社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は資金の借入れ（特定借入れを含む。以下この条において同じ。）に係る債権者（特定目的会社に知れている者に限る。）の名称又は氏名及び住所を記載した書面

2 法第二百十二条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、不動産特定共同事業法第一条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に規定するものに限る。）であつて、当該不動産特定共同事業契約が対象不動産変更型契約以外のものであり、かつ、特定目的会社が当該不動産特定共同事業契約に係る営業者ではないものの出資の持分とする。

3 （略）

（業務に関する帳簿及び資料の作成）

第九十九条 特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した書面を、法第二百十五条に規定するその業務に関する帳簿及び資料として、資産流動化計画ごとに作成しなければならない。

一 特定社員、優先出資社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は資金の借入れ（特定目的借入れを含む。以下この条において同じ。）に係る債権者（特定目的会社に知れている者に限る。）の名称又は氏名及び住所を記載した書面

二丁四（略）	2（略）	（事業報告書の様式等）	第百条（略）	2 前項の規定により作成した事業報告書を提出しようとする特定目的会社は、当該事業報告書に、次に掲げる書類（第二号に掲げる書類にあつては、当該事業年度において資産流動化計画に変更があつた場合に限り、当該事業年度における最後の資産流動化計画の変更について法第九条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。	一 当該事業年度に係る計算書類、事業報告及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びにこれらの附属明細書	二 当該事業年度の末日における資産流動化計画	（特定目的信託契約届出書に添付すべき書類）	第百四条 法第二百二十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	一 開発により特定資産（従たる特定資産を除く。次号において同じ。）を取得する場合は、当該開発に係る契約の契約書案	二（略）	2（略）	
二丁四（略）	2（略）	（事業報告書の様式等）	第百条（略）	2 前項の規定により作成した事業報告書を提出しようとする特定目的会社は、当該事業報告書に、計算書類、事業報告及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びにこれらの附属明細書を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。	（新設）	（新設）	（新設）	（特定目的信託契約届出書に添付すべき書類）	第百四条 法第二百二十五条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	一 開発により特定資産を取得する場合は、当該開発に係る契約の契約書案	二（略）	2（略）

(特定資産に関する事項)

第一百七条 法第二百二十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産(従たる特定資産を除く。以下この条において同じ。)の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

二・三 (略)

- 四 特定資産の価額(特定資産の上に存在する受託信託会社等に対抗し得る権利その他特定資産の価額を知るために必要な事項の概要及び次に掲げる事項を含む。)

イ 特定資産が土地若しくは建物又は令第十五条第一項各号に掲

げるものであるときは、不動産鑑定士によるこれらの資産に係る不動産の鑑定評価の結果(資産の種類ごとの内訳を含む。)

及び当該鑑定評価を行った者の氏名

ロ 特定資産がイに規定する資産以外の資産であるときは、当該資産の価格につき調査した結果(資産の種類ごとの内訳を含む。)

及び当該調査を行った者の氏名又は名称

- 五 特定目的信託の原委託者(開発により特定資産を取得する場合にあつては当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者を含む。特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定

(特定資産に関する事項)

第一百七条 法第二百二十六条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

二・三 (略)

- 四 特定資産の価額(特定資産の上に存在する受託信託会社等に対抗し得る権利その他特定資産の価額を知るために必要な事項の概要、特定資産の価額につき調査した結果(資産の種類ごとの内訳を含む。特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。)

(新設)

及び特定資産が不動産であるときは、鑑定評価を行った者の氏名又は名称を含む。)

(新設)

- 五 特定目的信託の原委託者(開発により特定資産を取得する場合にあつては、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者を含む。)

する場合（開発により特定資産を取得する場合を除く。）にあつては当該特定資産の譲渡人を含む。）の氏名又は名称及び住所

六 第二号から第四号までに掲げる事項（開発により特定資産を取得する場合に限る。）の内容が確定していない場合又は第三号及び第四号に掲げる事項の内容の改定があり得る場合にあっては、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

七 第二号から前号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者及び特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合（開発により特定資産を取得する場合を除く。）における当該特定資産の譲渡人に係る事項に限る。）の変更を禁止する場合は、その旨

（受益権に関する事項）

第百八条 法第二百二十六条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受益証券の権利者に分配すべき金銭に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

ハ 社債的受益権（法第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下同じ。）を定める場合は、令第五十二条第二項第一号の配当を行う時期及び配当額並びに当該社債的受益権の当初の元本の額及び元本の償還に関する事項（償還期間及び償還の方法を含む。）

六 第二号から第四号までに掲げる事項（開発により特定資産を取得する場合に限る。）の内容が確定していない場合にあっては、その内容を確定するための要件及び手続

七 第二号から前号に掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者に係る事項に限る。）の変更を禁止する場合は、その旨

（受益権に関する事項）

第百八条 法第二百二十六条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受益証券の権利者に分配すべき金銭に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

（新設）

二 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項（削る） イ 信託期間中の金銭の分配に係る優先的又は劣後的<u>内容（口に掲げる事項を除く。）</u> ロ（略） （削る） 2 法第二百二十六条第一項第三号ハに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一（三）（略） 四 前三号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続 五 法第二百二十六条第一項第三号ロに掲げる事項及び前項第二号イ及びロに掲げる事項の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件 六 法第二百二十六条第一項第三号ロに掲げる事項並びに前項各号及び前各号に掲げる事項の変更の禁止に関する事項として次に掲げる事項	二 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項 イ 各受益権の償還に関する事項（償還期間及び償還の方法を含む。） ロ 信託期間中の金銭の分配に係る優先的又は劣後的<u>内容</u> ハ（略） 二 法第二百三十条第一項第四号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権（以下この条及び第百十六條において「社債的受益権」という。）を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権ごとの令第五十二条第一号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額 2 法第二百二十六条第一項第三号ハに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一（三）（略） 四 前三号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続 五 法第二百二十六条第一項第三号ロに掲げる事項及び前項第二号イから八までに掲げる事項の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件 六 法第二百二十六条第一項第三号ロに掲げる事項並びに前項各号及び前各号に掲げる事項の変更の禁止に関する事項として次に掲げる事項
---	---

イ 前項第一号八に掲げる事項の変更を禁止する旨

ロ (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第百九条 法第二百二十六条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定資産(従たる特定資産を除く。以下この号から第三号までにおいて同じ。)の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。)を含む。)

二・三 (略)

- 四 特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該特定資産又は他の特定資産の取得に係る資金の全部又は一部に充ててことを予定する場合(特定資産の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を従たる特定資産のみの取得に係る資金の全部又は一部に充ててことを予定する場合を除く。)は、その旨

- 五 第一号から第三号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

- 六 第一号から第四号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

七 (略)

イ 前項第二号二に掲げる事項の変更を禁止する旨

ロ (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第百九条 法第二百二十六条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定資産の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。)を含む。)

二・三 (略)

(新設)

- 四 前三号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

- 五 第一号から第三号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 (略)

(受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項) 第百十条 法第二百二十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が資金の借入れを予定する場合は、次に掲げる事項 イ (略) ロ (削る) ロ 各借入れに関する次に掲げる事項 (1) (3) (略) (4) 借入金^イの使途 (5) (略) 二・三 (略) 四 第一号ロ、第二号ロ及びハ並びに第三号ロ及びハに掲げる事項の内容が確定していない場合又は第一号ロ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項の内容の改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続 五 第一号イ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件 六 (略) (その他資産信託流動化計画記載事項)	(受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項) 第百十条 法第二百二十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が資金の借入れを予定する場合は、次に掲げる事項 イ (略) ロ 借入金^イの使途 ハ 各借入れに関する次に掲げる事項 (1) (3) (略) (新設) (4) (略) 二・三 (略) 四 第一号ロ及びハ、第二号ロ及びハ並びに第三号ロ及びハに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続 五 第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件 六 (略) (その他資産信託流動化計画記載事項)
---	---

第百十一条 法第二百二十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

七 第百八条第一項第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる事項並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の内容を変更するための手続並びに当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第二百二十七条第一項の規定による届出を含む。)は、原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券を最初に譲渡する前に行うものとする旨

八 (略)

九 第二号及び第三号に掲げる事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合は、その内容を確定し、又は改定するための要件及び手続

十 (略)

(届出を要しない資産信託流動化計画の変更)

第百十一条の二 法第二百二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項の変更とする。

一 第百七条第三号及び第四号に掲げる事項

二 第百八条第二項第一号から第三号までに掲げる事項

三 第百十条第一号ロ、第二号八及び第三号八に掲げる事項

四 前条第二号及び第三号に掲げる事項

第百十一条 法第二百二十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

七 第百八条第一項第一号及び同項第二号イからハまでに掲げる事項並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の内容を変更するための手続並びに当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続(それぞれ法第二百二十七条第一項の規定による届出を含む。)は、原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券を最初に譲渡する前に行うものとする旨

八 (略)

九 第二号及び第三号に掲げる事項の内容が確定していない場合又は、その内容を確定するための要件及び手続

十 (略)

(新設)

(資産信託流動化計画の変更に係る届出)

第百十二条 受託信託会社等は、法第二百二十七条第一項の規定による届出を行おうとするときは、別紙様式第十五号により作成した届出書(以下この条において「資産信託流動化計画変更届出書」という。)に、その副本一通及び同条第二項において準用する法第九条第三項各号に掲げる書類一部(変更後の資産信託流動化計画については、二部)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 | 受託信託会社等は、第百七条第一号に掲げる事項を変更した場合

(資産信託流動化計画に特定資産(従たる特定資産を除く。以下この項において同じ。)として記載され、又は記録された資産以外の資産が、当該変更により新たに特定資産として記載され、又は記録される場合に限る。)は、新たな特定資産(当該変更により資産信託流動化計画に新たに特定資産として記載され、又は記録される資産をいう。)に係る法第二百二十五条第二項第三号に掲げる書類及び第百四条第一項各号に掲げる書類を前項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

3 | 第百四条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合にお

いて、同条第二項中「第二百二十五条第二項第一号及び第三号並びに前項各号」とあるのは「第二百二十五条第二項第三号及び前項各号」と読み替えるものとする。

4 | 受託信託会社等は、第百七条第五号に掲げる事項を変更した場合

(資産信託流動化計画の変更に係る届出)

第百十二条 受託信託会社等は、法第二百二十七条第一項の規定による届出を行おうとするときは、別紙様式第十五号により作成した届出書(次項において「変更届出書」という。)に、その副本一通及び同条第二項において準用する法第九条第三項各号に掲げる書類一部(変更後の資産信託流動化計画については、二部)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(第二項に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。)
は、当該変更のために新たに締結した第四百四条第一項各号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

5 受託信託会社等は、第百九条第二号に掲げる事項を変更した場合
(第二項に規定する場合において、当該事項を変更したときを除く。
。) は、当該変更のために新たに締結した法第二百二十五条第二項第三号に規定する契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産信託流動化計画変更届出書に添付しなければならない。

6 管轄財務局長は、資産信託流動化計画変更届出書を受理したときは、資産信託流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産信託流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った受託信託会社等に還付しなければならない。

(資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第百十三条 法第二百二十七条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一・二 (略)

三 法第二百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知

(新設)

2 管轄財務局長は、変更届出書を受理したときは、変更届出書の副本及び変更後の資産信託流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った受託信託会社等に還付しなければならない。

(資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第百十三条 法第二百二十七条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一・二 (略)

三 法第二百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知

又は公告を行ったことを証する書面

イ 当該変更の内容が第二百二十三条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ・ハ (略)

四 (略)

(特定目的信託契約の方式)

第百十六條 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 原委託者の義務に関する事項

五～八 (略)

九 社債的受益権を定める場合は、当該社債的受益権の元本があらかじめ定められた時期に償還されるものである旨及び当該社債的受益権に係る受益証券の権利者が権利者集会の決議（法第二百三十条第一項第二号イからハまでに掲げるものを除く。）について議決権を有しない旨並びに令第五十二条第二項各号に掲げる条件

十 法第二百三十条第一項第三号に規定する特別社債的受益権を定

又は公告を行ったことを証する書面

イ 当該変更の内容が第二百二十二条第一項第一号に該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ・ハ (略)

四 (略)

(特定目的信託契約の方式)

第百十六條 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 原委託者はその信託した特定資産に係る受益証券に関する第八十九条各号に掲げる書類に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨その他原委託者の義務に関する事項

五～八 (略)

九 特定資産が法第二百三十条第一項第二号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件

十 社債的受益権を定める場合は、社債的受益権以外の受益権を定

める場合は、原委託者は、その信用状態に係る事由が発生し、又は発生するおそれがあるときは、遅滞なく、その旨を受託信託会社等に通知しなければならない旨

十一～二十一（略）

（特別社債的受益権）

第百十六條の二 法第二百三十条第一項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債的受益権であつて、次に掲げるものとする。

- 一 当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に原委託者が特定資産を買い戻さなければならない旨の条件が付されているもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に照らし、原委託者の会計処理において、当該社債的受益権に係る特定目的信託契約に基づき信託された特定資産が受託信託会社等に移転すると認められないもの

（資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外）

第百十七條 法第二百三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

- 一 資産信託流動化計画に第百十條第一号ロ④に掲げる事項が記載され、又は記録されていること。
- 二 資金の借入れ又は費用の負担の目的が、予測困難な事由によつて資金調達を緊急に行わなければ受益証券の権利者の利益に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合において、一時

める旨及び令第五十二条各号に掲げる条件

十一～二十一（略）

（新設）

（資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外）

第百十七條 法第二百三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

- 一 資産信託流動化計画に第百十條第一号ロ④に掲げる事項が記載され、又は記録されていること。
- 二 資金の借入れ又は費用の負担の目的が、予測困難な事由によつて資金調達を緊急に行わなければ受益証券の権利者の利益に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合において、一時

的な資金不足に対応するもの（令第五十二条第二項第一号の配当又は同項第三号の償還のためのものを除く。）であること。

三（略）

（受益証券の記載事項）

第百十九条 法第二百三十四条第五項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産（従たる特定資産を除く。）の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

（計算書類等の提出）

第百二十二条 受託信託会社等は、次に掲げる書類（第二号に掲げる書類にあつては、同号の作成期日以前一年間において資産信託流動化計画に変更があつた場合に限り、当該期間における最後の資産信託流動化計画の変更について法第二百二十七条第一項の規定による届出が行われた場合を除く。）を第百十一条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

一 法第二百六十四条第一項各号の資料及びその附属明細書

二 当該作成期日における資産信託流動化計画

（特定目的信託契約の変更）

第百二十三条（略）

的な資金不足に対応するもの（令第五十二条第一号の配当又は同条第四号の償還のためのものを除く。）であること。

三（略）

（受益証券の記載事項）

第百十九条 法第二百三十四条第五項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

（計算書類等の提出）

第百二十二条 受託信託会社等は、法第二百六十四条第一項各号の資料及びその附属明細書を第百十一条第四号の作成期日から三箇月以内に管轄財務局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（特定目的信託契約の変更）

第百二十三条（略）

2 法第二百六十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 資産信託流動化計画に、当該資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合又はその改定があり得る場合における当該内容を確定し、又は改定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従って資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定し、又は改定したことによる場合

（資産信託流動化計画の変更禁止事項）

第二百二十四条 法第二百六十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第七十一条第一号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者及び特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合（開発により特定資産を取得する場合を除く。）における当該特定資産の譲渡人に係る事項を除く。）とする。

2 法第二百六十九条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二百二十六条第一項第三号口に掲げる事項並びに第八十一条第二号イ及びロ、第九十一条第一号から第四号まで、第一百条第一号イ、同条第二号イ及びロ並びに同条第三号イ及びロに掲げる事項とする。

2 法第二百六十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

三 資産信託流動化計画に、当該資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載又は記録に従って資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる場合

（資産信託流動化計画の変更禁止事項）

第二百二十四条 法第二百六十九条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第七十一条第一号及び第五号に掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結した者に係る事項を除く。）とする。

2 法第二百六十九条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第二百二十六条第一項第三号口に掲げる事項並びに第八十一条第二号イから八号まで、第九十一条第一号から第三号まで、第一百条第一号イ及びロ、同条第二号イ及びロ並びに同条第三号イ及びロに掲げる事項とする。

（変更の公告）

第二百二十四条の二 法第二百七十条の規定による公告は、法第二百八十八条に規定する公告の方法によりするものとする。

（受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類）

第二百二十六条 法第二百八十六条第二項及び第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 （略）

二 資産信託流動化計画に定められた特定資産（従たる特定資産を除く。）につき、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載した書類

イ 土地若しくは建物又は令第十五条第一項各号に掲げるもの
不動産鑑定士によるこれらの資産に係る不動産の鑑定評価の
価額

ロ イに掲げる資産以外の資産 当該資産の価格につき調査した
結果

別表 特定資産の内容の記載事項表（第十八条、第一百七条、第一百九
条関係）

番号	特定資産の区分	特定資産の内容
----	---------	---------

（新設）

（受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類）

第二百二十六条 法第二百八十六条第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 （略）

二 特定資産の価額につき調査した結果を記載した書面（当該特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

別表 特定資産の内容の記載事項表（第十八条、第一百七条、第一百九
条関係）

番号	特定資産の区分	特定資産の内容
----	---------	---------

(略)	十六	(略)	十八
(略)	前各項に掲げる資産以外の特定資産（次項及び十八の項に掲げるものを除く。）	(略)	対象組合契約出資持分等（第九十五条第一項又は第二項に定めるものをいう。）
(略)	前各項の特定資産の内容欄に掲げる事項に準ずる事項	(略)	1 業務の執行を委任した者又は営業者の氏名又は名称及び住所 2 組合又は匿名組合の事業 3 第九十五条第一項に規定する対象資産の内容に関する事項（当該対象資産が前項に掲げるものに該当する場合にあつては、当該対象資産に関する同項に掲げる

(略)	十六	(略)	(新設)
(略)	前各項に掲げる資産以外の特定資産（信託の受益権を除く。）	(略)	
(略)	前各項の特定資産の内容欄に掲げる事項に準ずる事項	(略)	

項	4	事項を含む。） その他当該対象組 合契約出資持分等を 特定するに足りる事

収 入 帳

別紙様式第11号 (第31条第1項関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)

(記載上の注意)

- (略)
- 「業務終了の態様」は、法第10条第1項に規定する計画に係る業務の終了（優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行の完了）の具体的態様を記載すること。

(略)

別紙様式第13号 (第100条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

6. 資産対応証券及び借入れの状況

(1) 総括表

(単位：千円)

資金調達の手段	発行・借入れ時期	償還期日	配当率・利率	募集方法	当初調達額	うち個人投資家保有額	期末投資家保有額	うち個人投資家保有内容
優先出資								
特定社債								
新優先出資引受権付特定社債								
転換特定社債								
特定短期社債								
特定約束手形								
特定借入れ								
借入れ								
合 計								

(記載上の注意)

- ・2. (略)

3.・4. (略)

現 行

別紙様式第11号 (第31条第1項関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)

(記載上の注意)

- (略)
- 「業務終了の態様」は、法第10条第1項に規定する計画に係る業務の終了（優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行の完了）の具体的態様を記載すること。

(略)

別紙様式第13号 (第100条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(略)

6. 資産対応証券及び借入れの状況

(1) 総括表

(単位：千円)

資金調達の手段	発行・借入れ時期	償還期日	配当率・利率	募集方法	当初調達額	うち個人投資家保有額	うち外国投資家保有額	期末投資家保有額	うち個人投資家保有内容
優先出資									
特定社債									
新優先出資引受権付特定社債									
転換特定社債									
特定短期社債									
特定約束手形									
特定目的借入れ									
借入れ									
合 計									

(記載上の注意)

- ・2. (略)

3. 「うち外国投資家保有額」は、当初調達額のうち非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）又は外国法人（同項第七号に規定する外国法人をいう。）からの資金調達額を記載すること。

4.・5. (略)

(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
-------------	-------------

。投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百一十九号）

改 正 案	現 行
（投資信託約款の内容の届出） 第六条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第三百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあつては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあつては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第百十二条第八号及び第二百四十四条を除き、以下同じ。））、信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人の本店（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。 一～三 （略） 四 投資の対象とする資産の種類に関する事項として次に掲げる事項 イ 投資の対象とする特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）の種類 ロ （略） 五～十三 （略）	（投資信託約款の内容の届出） 第六条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第三百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあつては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあつては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第百十二条第八号及び第二百四十四条を除き、以下同じ。））、信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人の本店（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。 一～三 （略） 四 投資の対象とする資産の種類に関する事項として次に掲げる事項 イ 投資の対象とする特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。第二十二条を除き、以下同じ。）の種類 ロ （略） 五～十三 （略）

2 (略)

(特定資産に係る不動産の鑑定評価)

第二十一条の二 法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせるものとする。

一 当該投資信託委託会社の利害関係人等（法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）

二 受託会社の利害関係人等（令第十八条に規定する利害関係人等をいう。）

三 当該投資信託委託会社又は受託会社の役員（役員が法人であるときは、その社員。第八十五条の二第二号及び第二百四十四条の二第三号において同じ。）又は使用人

四 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百二十二号）の規定により、法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第

2 (略)

(新設)

(指定資産等)

第二十二条 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第

三 法第十一条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を	三 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を
四十三年）第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託の受益権（前号に掲げるものに該当するものを除く。） 三十七（略） 二 法第十一条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 有価証券（令第十六条の二第二号並びに前項第一号及び第二号に掲げるものを除く。次項第一号において同じ。）の取得及び譲渡並びに貸借 二（略） （削る） （削る） （削る） 三（略） 四 金銭債権（令第三条第七号に掲げるものをいい、前項第五号に掲げるものを除く。次項第四号において同じ。）の取得及び譲渡 五（略） 六 商品（前項第六号に掲げるものを除く。次項第六号において同じ。）の取得及び譲渡並びに貸借 七 商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいい、前項第七号に掲げる商品投資取引を除く。次項第七号において同じ。）	四十三年）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権（前号に掲げるものに該当するものを除く。） 三十七（略） 二 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 有価証券（前項第一号及び第二号に掲げるものを除く。次項第一号において同じ。）の取得及び譲渡並びに貸借 二（略） 三 不動産の取得及び譲渡 四 不動産の賃借権の取得及び譲渡 五 地上権の取得及び譲渡 六（略） 七 金銭債権（令第三条第七号に掲げるものをいい、前項第五号に掲げるものを除く。次項第七号において同じ。）の取得及び譲渡 八（略） 九 商品（前項第六号に掲げるものを除く。次項第九号において同じ。）の取得及び譲渡並びに貸借 十 商品投資等取引（令第三条第十号に規定する商品投資等取引をいい、前項第七号に掲げる商品投資取引を除く。次項第十号において同じ。）

含む。) に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値(金融商品取引法第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号八において同じ。)、金融商品(同法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。)又は金融指標(同条第二十五項に規定する金融指標をいう。)の種類、プット(権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。第七号において同じ。)又はコール(権利の行使により買主としての地位を取得するものをいう。第七号において同じ。)の別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。

(削る)

(削る)

(削る)

含む。) に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特定資産(法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄、約定数値(金融商品取引法第二条第二十一項第二号に規定する約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号八において同じ。)、金融商品(同法第二条第二十四項に規定する金融商品をいう。)又は金融指標(同条第二十五項に規定する金融指標をいう。)の種類、プット(権利の行使により売主としての地位を取得するものをいう。第十号において同じ。)又はコール(権利の行使により買主としての地位を取得するものをいう。第十号において同じ。)の別、権利行使価格、権利行使期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関すること。

三 不動産 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関すること。

四 不動産の賃借権 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項、賃貸人及び賃借人の氏名及び住所、賃料、存続期間その他の当該賃借権の内容に関すること。

五 地上権 地上権に係る土地の所在及び地番その他の当該土地を特定するために必要な事項、当該土地の所有者及び地上権者の氏名及び住所、地代、存続期間その他の当該地上権の内容に関すること。

三十七 (略)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第二十三条 法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一 四 (略)

五 法第十一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の結果

六・七 (略)

2 (略)

(特定資産に係る不動産の鑑定評価)

第八十五条の二 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第

一項の規定による不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせるものとする。

一 当該信託会社等の利害関係人等(法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。)

二 当該信託会社等の役員又は使用人

三 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第五十四条第

一項において準用する法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

六十 (略)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第二十三条 法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一 四 (略)

五 法第十一条第一項の規定による調査の結果

六・七 (略)

2 (略)

(新設)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第八十六条 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。 一～四（略） 五 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の結果 六・七（略） 2（略） （顧客が支払うべき対価に関する事項） 第二百二十五条（略） 2 前項の投資証券募集等契約に係る投資法人の資産が金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利（当該投資法人の発行する投資証券等（法第一百七十七条第三号に規定する投資証券等をいう。）を除く。以下この条において「投資信託受益権等」という。）に対して出資され、又は拠出されるものである場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。 3・4（略） （特定資産に係る不動産の鑑定評価） 第二百四十四条の二 法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定	第八十六条 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。 一～四（略） 五 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査の結果 六・七（略） 2（略） （顧客が支払うべき対価に関する事項） 第二百二十五条（略） 2 前項の投資証券募集等契約に係る投資法人の資産が金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利（当該投資法人の発行する投資証券等（法第一百七十七条第三号に規定する投資証券等をいう。第二百五十二条において同じ。）を除く。以下「投資信託受益権等」という。）に対して出資され、又は拠出されるものである場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。 3・4（略） （新設）
---	---

評価は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものに行わせるものとする。

一 当該投資法人の資産運用会社の利害関係人等（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）

二 当該投資法人の資産保管会社の利害関係人等（令第二百二十四条に規定する利害関係人等をいう。）

三 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

四 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者

（特定資産の価格の調査等）

第二百四十五条 法第二百一条第二項に規定する内閣府令で定める行為は、第二十二条第二項各号に掲げる行為とする。

2 法第二百一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、第二十二条第三項各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査が行われたときは、資産運用会社は、当該鑑定評価又は調査の結果を当該鑑定評価又は調査に係る資産の運用を行う投資法人に通知しなければならない。

（特定資産の価格の調査等）

第二百四十五条 法第二百一条第一項に規定する内閣府令で定める行為は、第二十二条第二項各号に掲げる行為とする。

2 法第二百一条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二十二条第三項各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

3 法第二百一条第一項の規定による調査が行われたときは、資産運用会社は当該調査の結果を当該調査に係る資産の運用を行う投資法人に通知しなければならない。

(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付) 第二百四十八条 法第二百三条第二項に規定する取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。	(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付) 第二百四十八条 法第二百三条第二項に規定する取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。
一、四 (略) 五 法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の結果 六・七 (略)	一、四 (略) 五 法第二百一条第一項の規定による調査の結果 六・七 (略)
2 (略) (資産保管会社とすることが適当な法人) 第二百五十二条 (略)	2 (略) (資産保管会社とすることが適当な法人) 第二百五十二条 (略)
2 登録投資法人は、その資産の保管に係る業務を委託する者が前項に規定する法人(以下この項において「受託者」という。)である場合にあっては、当該業務の委託に関する契約には、当該受託者が次に掲げる義務を有する旨の条件を付さなければならない。 一、三 (略) (削る)	2 登録投資法人は、その資産の保管に係る業務を委託する者が前項に規定する法人(以下この項において「受託者」という。)である場合にあっては、当該業務の委託に関する契約には、当該受託者が次に掲げる義務を有する旨の条件を付さなければならない。 一、三 (略) 四 受託者は、投資証券等に係る有価証券届出書等(資産流動化法第百九十九条に規定する有価証券届出書をいう。)に記載すべき当該受託した資産の保管に関する重要な事項について知った事実を、遅滞なく、委託者に通知すること。
四 (略)	五 (略)
別表第一(第二十六条第二項関係)	別表第一(第二十六条第二項関係)

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、法第十一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び概要	調査の委託先について、令第十八条各号に掲げる区分を記載すること。調査の結果の概要には、当該特定資産の調査価格のほか、第二十二条第三項各号に掲げる特定資産の区分ごとに同項各号に定める事項について記載すること。	鑑定評価書又は調査の結果の報告書を保存すること。

別表第二（第二百五十四条第二項関係）

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日（期間）、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価結果の概要	委託先について、令第十八条各号に掲げる区分を記載すること。調査結果の概要には当該特定資産の調査価格のほか、第二十二条第三項各号に掲げる特定資産の区分ごとに同項各号に定める事項について記載すること。	調査結果の調査結果の報告書（不動産鑑定書又はその写しを含む。）を保存すること。

別表第二（第二百五十四条第二項関係）

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び概要	調査の委託先について、令第二百二十四条各号に掲げる区分を記載すること。	第二百四十五条第三項の規定により資産運用会社から通知を受けた鑑定評価書の写し又は調査の結果の報告書の写しを保存すること。

帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
特定資産の価格等の調査結果等に関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日（期間）、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の概要	委託先について、令第二百二十四条各号に掲げる区分を記載すること。	第二百四十五条第三項の規定により資産運用会社から通知を受けた調査結果の報告書の写し（不動産鑑定書の写しを含む。）を保存すること。

○ 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」、「利益持分」又は「社債的受益権」とは、それぞれ法第二条、第二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十六条又は第二百三十条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定目的信託契約、原委託者、元本持分、利益持分又は社債的受益権をいう。 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （削る） （削る） 一、十一 （略）	（定義） 第二条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定目的信託契約」、「原委託者」、「元本持分」又は「利益持分」とは、それぞれ法第二条、第二百二十三条、第二百二十四条又は第二百二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定目的信託契約、原委託者、元本持分又は利益持分をいう。 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 社債的受益権 法第二百三十条第一項第四号に規定する、信託期間中の金銭の分配についてあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権 二 社債的受益権以外の受益権 前号に掲げる種類以外の種類の受益権 三、十三 （略）

(信託財産の管理及び運用に係る報告書) 第七十二条 信託財産の管理及び運用に係る報告書には、次に掲げる事項その他特定目的信託の状況に関する重要な事項を表示しなければならない。 一 十一 (略) 十二 受益証券の発行価額の総額及びその発行時における次に掲げる事項 イ 外国投資家(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人をいう。ロにおいて同じ。)の取得価額の総額 ロ 外国投資家以外の者の取得価額の総額 十三 (略) 二 四 (略) 五 第一項第十二号の表示は、受益証券の発行ごと及び内容の異なる数種類の受益証券を発行する場合にはその種類ごとにしなければならない。	(信託財産の管理及び運用に係る報告書) 第七十二条 信託財産の管理及び運用に係る報告書には、次に掲げる事項その他特定目的信託の状況に関する重要な事項を表示しなければならない。 一 十一 (略) (新設) 十二 (略) 二 四 (略) (新設)
--	--

。投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）

改 正 案	現 行
（運用報告書の表示事項等） 第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 一～十五 （略） 十六 法第十一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査が行われた場合には、当該鑑定評価又は調査を行った者の氏名又は名称並びに当該鑑定評価又は調査の結果及び方法の概要（当該鑑定評価又は調査の年月日又は期間を含む。） 十七～二十五 （略） 二十六～二十七 （略）	（運用報告書の表示事項等） 第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 一～十五 （略） 十六 法第十一条第一項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要 十七～二十五 （略） 二十六～二十七 （略）

○ 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この府令において、「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社債」、「特定短期社債」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定借入れ」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条又は第二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社債、特定短期社債、特定約束手形、資産対応証券、特定借入れ、特定社員又は優先出資社員をいう。 2 （略） （負債の内容） 第二十九条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一 一次に掲げる負債 流動負債 イハ （略） ニ 特定借入れ（一年内に返済されないと認められるものを除く。） ホヲ （略）	（定義） 第二条 この府令において、「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社債」、「特定短期社債」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定借入れ」、「特定社員」又は「優先出資社員」とは、それぞれ法第二条又は第二十六条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社債、特定短期社債、特定約束手形、資産対応証券、特定借入れ、特定社員又は優先出資社員をいう。 2 （略） （負債の内容） 第二十九条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 一 一次に掲げる負債 流動負債 イハ （略） ニ 特定借入れ（一年内に返済されないと認められるものを除く。） ホヲ （略）

二 次に掲げる負債 固定負債

イ (略)

ロ 特定借入れ(前号二に掲げる特定借入れを除く。)

ハ～ヘ (略)

(貸借対照表に関する注記)

第五十三条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 法第四十条第一項第八号イ若しくは第二百二十二条第一項第十八号イに規定する資産に係る不動産の鑑定評価の評価額又は法第四十条第一項第八号ロ若しくは第二百二十二条第一項第十八号ロに規定する資産の価格につき調査した結果

七～十 (略)

2 (略)

(関係当事者との取引に関する注記)

第五十八条 (略)

2 関係当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一・二 (略)

三 特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者(法第二百条第一項又は第二項の規定により当該特定目的会社の特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者をいう。第四項第七号において同じ。

二 次に掲げる負債 固定負債

イ (略)

ロ 特定目的借入れ(前号二に掲げる特定目的借入れを除く。)

ハ～ヘ (略)

(貸借対照表に関する注記)

第五十三条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 法第四十条第一項第八号又は第二百二十二条第一項第十八号に規定する特定資産の価格につき調査した結果

七～十 (略)

2 (略)

(関係当事者との取引に関する注記)

第五十八条 (略)

2 関係当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一・二 (略)

三 特定資産の管理及び処分に係る業務を受託する者(法第二百条第一項又は第三項の規定により当該特定目的会社の特定資産の管理及び処分に係る業務を行う者をいう。第四項第七号において同

（）に対する報酬等（同条第一項に規定する信託に係る契約又は同条第三項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づき支払われた報酬等をいう。）の給付

四（略）

3・4（略）

（特定目的会社の現況に関する事項）

第六十四条 前条第一号に規定する「特定目的会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 特定譲渡人（法第二百八条第一項の特定譲渡人をいう。）との関係（法第二百八条第三項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する事項、法第二百八条第一項に規定する特定目的会社の発行する資産対応証券（特定短期社債及び特定約束手形を除く。）の募集等に関する事務の委託に関する事項その他特定目的会社との間の取引による債権債務関係に関する事項を含む。）。

七～十一（略）

2・3（略）

（特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項）

第六十六条 第六十三条第三号に規定する「特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

じ。）に対する報酬等（法第二百八条第二項に規定する信託に係る契約又は同条第四項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づき支払われた報酬等）の給付

四（略）

3・4（略）

（特定目的会社の現況に関する事項）

第六十四条 前条第一号に規定する「特定目的会社の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 特定譲渡人（法第二百八条第一項の特定譲渡人をいう。）との関係（法第二百八条第四項に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する事項、法第二百八条第一項に規定する特定目的会社の発行する資産対応証券（特定短期社債及び特定約束手形を除く。）の募集等に関する事務の委託に関する事項その他特定目的会社との間の取引による債権債務関係に関する事項を含む。）。

七～十一（略）

2・3（略）

（特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項）

第六十六条 第六十三条第三号に規定する「特定目的会社の特定出資及び優先出資に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一五（略）	六 特定出資又は優先出資の発行価額の総額及びその発行時における次に掲げる事項	イ 外国投資家（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条	第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外	国法人をいう。ロにおいて同じ。）の取得価額の総額	ロ 外国投資家以外の者の取得価額の総額	七（略）	2（略）	3 第一項第六号の表示は、特定出資又は優先出資の発行ごと及び内容の異なる数種類の優先出資を発行する場合にはその種類ごとにしなければならない。	第六十九条 各事業年度に係る特定目的会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。	一 特定社債、特定約束手形、特定借入れ、特定借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減	二六（略）	2・3（略）	4 第一項第五号の営業費用のうち、法第二百条第一項に規定する信託に係る契約に基づく信託報酬又は同条第三項に規定する特定資産
一五（略）	（新設）					六（略）	2（略）	（新設）	第六十九条 各事業年度に係る特定目的会社の計算書類に係る附属明細書には、次に掲げる事項のほか、特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。	一 特定社債、特定約束手形、特定目的借入れ、特定目的借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減	二六（略）	2・3（略）	4 第一項第五号の営業費用のうち、法第二百条第二項に規定する信託に係る契約に基づく信託報酬又は同条第四項に規定する特定資産

の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づく委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

5～7 (略)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 提供計算書類等に表示すべき事項（注記表に係るもの及び事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号。以下「施行規則」という。）第百二十八条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気送信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約に基づく委託費用は、支払先又は業務の種類ごとに内訳を明らかにしなければならない。

5～7 (略)

第七十条 (略)

2・3 (略)

4 提供計算書類等に表示すべき事項（注記表に係るもの及び事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三箇月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号。以下「施行規則」という。）第百二十八条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気送信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 第六十四条第一号から第十号まで、第六十五条第一号から第五号まで及び第八号、第六十六条第一号から第六号まで並びに第六十七条第一号及び第二号に掲げる事項 二・三 (略) 5 7 (略)	一 第六十四条第一号から第十号まで、第六十五条第一号から第五号まで及び第八号、第六十六条第一号から第五号まで並びに第六十七号第一号及び第二号に掲げる事項 二・三 (略) 5 7 (略)
---	---

○ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）

改 正 案	現 行
（特定資産の取得に関する事項） 第十条 法第二百三十条第十一項第三号に規定する特定資産の取得に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 次に掲げる特定資産（従たる特定資産（新資産流動化法第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産をいう。次条第一号及び第十二条第八号において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の区分に応じ、特定資産の内容として次に定める事項 イハ（略） 二三（略） 四 特定資産の取得予定価格（取得される特定資産が確定している場合には、新資産流動化法第四十条第一項第七号に規定する特定資産の価格を知るために必要な事項の概要及び次に掲げる事項を含む。） イ 特定資産が新資産流動化法第四十条第一項第八号イ又は第百二十二条第一項第十八号イに掲げる資産であるときは、新資産流動化法第四十条第一項第八号イ又は第百二十二条第一項第十八号イに規定する当該資産に係る不動産の鑑定評価の結果 ロ 特定資産が新資産流動化法第四十条第一項第八号ロ又は第百	（特定資産の取得に関する事項） 第十条 法第二百三十条第十一項第三号に規定する特定資産の取得に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 次に掲げる特定資産の区分に応じ、特定資産の内容として次に定める事項 イハ（略） 二三（略） 四 特定資産の取得予定価格（取得される特定資産が確定している場合には、新資産流動化法第四十条第一項第七号に規定する特定資産の価格を知るために必要な事項の概要又は同項第八号に規定する特定資産の価格につき調査した結果を含む。）

二十二条第一項第十八号口に掲げる資産であるときは、新資産流動化法第四十条第一項第八号口又は第二百二十二条第一項第十八号口に規定する当該資産の価格につき調査した結果

五・六（略）

（特定資産の管理及び処分に関する事項）

第十一条 法第二百三十条第十一項第四号に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者その他の特定資産の管理及び処分に關する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産（従たる特定資産を除く。次号において同じ。）の管理及び処分に係る業務の受託者又は受託予定者の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地その他のこれらの者に關すること（これらの者が確定していない場合にあつては、受託者として求められる要件）。

二・三（略）

（その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項）

第十二条 法第二百三十条第十一項第五号に規定するその他内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇七（略）

八 新資産流動化法第二百十三条に規定する場合において特定資産（従たる特定資産を除く。）を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合はその旨及びその内容（時期及

五・六（略）

（特定資産の管理及び処分に関する事項）

第十一条 法第二百三十条第十一項第四号に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者その他の特定資産の管理及び処分に關する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者又は受託予定者の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地その他のこれらの者に關すること（これらの者が確定していない場合にあつては、受託者として求められる要件）。

二・三（略）

（その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項）

第十二条 法第二百三十条第十一項第五号に規定するその他内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇七（略）

八 新資産流動化法第二百十三条に規定する場合において特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合はその旨及びその内容（時期及び理由を含む。）

び理由を含む。)

九、十四 (略)

(登録申請書のその他の記載事項)

第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十七項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 役員又は重要な使用人(令第一条に規定する使用人をいう。以下同じ。)に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員又は重要な使用人が法第二百三十三条第三十九項第一号

ロ②及び③に該当しない旨の官公署の証明書(当該役員又は重要な使用人が外国人である場合には、別紙様式第二号により作成した誓約書)

ハ (略)

二 別紙様式第四号により作成した法第二百三十三条第三十九項第一号イ及びロ①から⑥までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

四、六 (略)

九、十四 (略)

(登録申請書のその他の記載事項)

第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十七項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 役員又は重要な使用人(令第一条に規定する使用人をいう。以下同じ。)に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

イ (略)

ロ 役員又は重要な使用人が法第二百三十三条第四十項第一号ロ

②及び③に該当しない旨の官公署の証明書(当該役員又は重要な使用人が外国人である場合には、別紙様式第二号により作成した誓約書)

ハ (略)

二 別紙様式第四号により作成した法第二百三十三条第四十項第一号イ及びロ①から⑥までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

四、六 (略)

2・3 (略) (承認の申請) 第十九条 法第二百三十条第十八項第二号の規定による変更の承認を受けようとする特例旧特定目的会社は、別紙様式第九号により作成した承認申請書に前条に掲げる事項に係る手続が行われ又は事前の承認が得られたことを証する書類(第十一条第一号に掲げる事項の変更の承認を受けようとする場合にあつては、変更後の特定資産管理委託等契約書案を含む。)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。 2・3 (略) (公告の方法) 第二十四条 法第二百三十三条第四十三項の規定による監督処分公告は、官報によるものとする。	2・3 (略) (承認の申請) 第十九条 法第二百三十条第十八項第二号の規定による変更の承認を受けようとする特例旧特定目的会社は、別紙様式第九号により作成した承認申請書に前条に掲げる事項に係る手続が行われ又は事前の承認が得られたことを証する書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。 2・3 (略) (公告の方法) 第二十四条 法第二百三十三条第四十四項の規定による監督処分公告は、官報によるものとする。
--	--

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）

改 正 案	現 行
（投資法人の現況に関する事項） 第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。 一～十四 （略） 十五 法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査が行われた場合には、当該鑑定評価又は調査を行った者の氏名又は名称並びに当該鑑定評価又は調査の結果及び方法の概要（当該鑑定評価又は調査の年月日又は期間を含む。） 十六～二十二 （略） 2 （略）	（投資法人の現況に関する事項） 第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。 一～十四 （略） 十五 法第二百一条第一項の規定により、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに当該調査の結果及び方法の概要 十六～二十二 （略） 2 （略）